

平成22年度 第2回大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会 議事概要

1. 日時 平成22年11月8日(月)午後3時～午後5時
2. 場所 エル・おおさか 6階604号室
3. 議題 (1) 土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針について
(2) その他

4. 議事

(0) 第1回委員会の議事録について

(事務局)

第1回委員会における委員の意見及び質問、指針案、指針策定の背景について、参考資料1～3に基づき説明

(1) 土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針について

(事務局)

指針案に対するパブリックコメントとそれに対する大阪府の考え方、パブリックコメントを反映させた指針案について、資料1『「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針(案)の概要」に対する府民意見等及びそれに対する大阪府の考え方(案)』、資料2『大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針(案)』に基づき説明
(平田委員)

特定自主調査の分類について具体的に説明してほしい。

(事務局)

指針第5の(1)は、将来3,000㎡以上の土地の形質変更を行う予定がある土地において実施される自主調査であり、土壌汚染対策法第4条及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5による調査義務が生じた際に、実施した自主調査をそのまま法及び条例の調査として活用できるように指導や助言を行うもの。(2)は、法14条申請の際には、実施された自主調査が法に準じているかを行政が審査するが、このときに手戻りがないように指導や助言を行うもの。(3)は、法及び条例の対象にはならない土地における自主調査ではあるが、第三者に説明するために客観的な評価が必要であったり、技術的に一定の水準を求められるような自主調査。

(阿部委員)

指針案の内容では、特定自主調査だけを対象にしており、それ以外の自主調査を対象にしていないように見える。まずは一般的な自主調査についての方法等のひと通りの流れを記述し、そのあとで特定自主調査について記述するのが、流れとしてはよいのではないかと。特定自主調査以外の自主調査も対象にしているというニュアンスが分かりにくい。なぜ、「特定」と「特

定でないもの」を区別するのか。

(事務局)

自主調査とは、条例で定義しているとおり、法及び条例の対象とならないすべての調査を指す。自主調査の中でも、(1)から(3)のように、客観性の高いものを目指すのであれば法及び条例に準じる必要がある。これは、すべての自主調査に該当するのではなく、実施される自主調査がどれくらいの技術的レベルを目指しているかによる。つまり、一方では、そこまで高い技術的レベルを必要としない自主調査もある。その2種類の自主調査を分けた。

(阿部委員)

特定自主調査以外の調査に対しても指導や助言が必要ではないのか。

(事務局)

自主調査に対して、すべて法及び条例に準じたものにするかどうかで、窓口での対応が変わってくる。すべて法及び条例に準じたものとするべきという立場になると、学術調査や私的な調査にも指導等により府が関与すべきものになってしまう。実際には、調査目的により指導の必要はなく、アドバイスや情報の参考提示のみでもよいというものもある。法及び条例に準じる必要がない自主調査に対するアドバイスは、もはや「指導」とは呼べない。

(平田委員)

(1)から(3)までの調査が自主調査の大部分を占めているということを示しておけばよいのではないかと。すべての自主調査に対して法及び条例に準じたものになるよう指導することになると、すべての自主調査が正しいものであると大阪府が認めることになり、これは大変。

(藤田委員長)

前回の委員会において示された指針案の方が、すべての自主調査を対象にしているというニュアンスが出ているのではないかと。今回の指針案では、「第2 定義」において「特定自主調査」が定義されておらず、第5で突然「特定自主調査」という単語が出てくるので、分かりにくい。

(事務局)

「特定自主調査」を「第2 定義」において定義してしまうと、「特定自主調査」だけを対象にしているように見えてしまうため、定義しなかった。

(平田委員)

資料2の補足2のフロー図で、特定自主調査以外のフローも示せば分かりやすくなるのではないかと。

(益田委員)

本来はすべての自主調査を法及び条例に準じたものにするのが望ましいが、そうすることができない事情があるのであれば、特定自主調査とそれ以外の自主調査の適用範囲を明確にすべきではないかと。

(平田委員)

自主調査というものは、本来は指導することができるものではない。条文に従わなくてはならなくなると、自主調査ではなくなってしまう。

(事務局)

現在の指針案の表記では、特定自主調査以外の自主調査の印象が薄くなっているため、そうならないように修正したいと思う。

(藤田委員長)

指針案の第1から第4までを、流れが分かるように書き換えればよいのではないか。

(平田委員)

自主調査に対しては、あまりきっちりとした規定にしないほうがよい。自主調査の内容に対して行政は法及び条例に準じているかどうかの審査を行うが、調査自体がその土地に汚染がないことを証明するものではない。調査実施者の中には、自主調査の結果基準適合しており、行政からのお墨付きをもらえば、「その土地には汚染がない」と主張する者も現れるかもしれないので気を付けたほうがよい。例えば、東京都は自主調査を受理しないようにしている。そこに府が踏み込んで関わろうとしているのは良いことだが。

(阿部委員)

指針案の第4において、自主調査結果の引継ぎに関する規定があるが、引継ぎを行うのは難しくないか。

(藤田委員長)

「努める」という規定になっている。

(益田委員)

行政に自主調査を報告すれば、その結果をホームページに載せるなど、記録として残ることになる。これは、報告者にとってはメリットではないか。

(阿部委員)

調査結果のデータベースなどを整備する必要はないか。

(事務局)

データベースを整備することまでは考えていない。報告者が記録を残すためには、土地の所有者やその土地において事業を行う者など、当事者が把握していればよい。しかし、紛失や引継ぎがうまくいかない可能性はある。行政に調査結果の報告書が提出されれば、行政文書として記録が残ることになるので、そういう点で、行政に調査結果の報告書があることが重要であると考えている。

(藤田委員長)

土壌汚染が存在し、周辺住民に健康被害のおそれがあれば、それを周知するのは行政の責務。そういう点では、自主調査の情報は引き継がれたほうがよい。

(阿部委員)

指針案の第9において、情報の提供についての規定があるが、行政は報告者の了承を得ずに情報公開することができるのか。

(事務局)

行政情報は、情報公開条例に基づき、報告者の了解の有無に関わらず、個人情報を除いて公開しなければならない。

(阿部委員)

大阪府に報告された自主調査が情報公開の対象になることを指針に明記しておいたほうがよいのではないかと。

(事務局)

自主調査結果の提出の際には、大阪府の担当者が、自主調査結果が提出されれば行政文書として情報公開の対象になることを報告者に説明しており、提出者はそのことを踏まえて提出するかどうかを判断している。今後もそのようにするため、指針への明記は考えていない。

(平田委員)

特定自主調査の(1)、(2)は将来法及び条例に基づき提出される予定のものであり、そのときには必ず情報公開の対象となるもの。それ以外の自主調査については行政に報告するかどうかは調査実施者の自由。行政に提出される報告書はすべて情報公開の対象となると理解されるべき。

(阿部委員)

自主調査が公開されるということであれば、調査の結果土壌汚染が見つかったとしても報告してこない人も出てくるのではないかと。

(藤田委員長)

土壌汚染が見つかって行政に相談しようとする人は、本当に困っている場合が多いのではないかと。情報提供について、案には「必要に応じ」とあるため、公開の方法や内容についても調整することができるのではないかと。そうであれば、情報公開をすることで相談件数が減ることはないのではないかと。

(事務局)

情報の提供に関しては、政令市においてはそれぞれが判断することになるため、指針案においても「必要に応じ」としている。

(藤田委員長)

(各委員に対し)まとめとして、事務局が示した指針案について、内容については大きな変更は要しないということによいか。

(各委員)

異議なし。

(藤田委員長)

事務局は、本日委員から意見があった自主調査の分類について、これまでの運用と矛盾しないように整理し、指針案を修正すること。今後、事務局から各委員に電子メールにより、修正した指針案を示し、特に問題がなければそれを成案とすることとする。

(2) その他

(事務局)

平成21年度から平成22年度にかけての、大阪府における土壌汚染対策制度の改正について説明。また、改正についての審議を賜った委員に対して御礼。

以上